

企業立地促進資金 （令和2年4月1日現在）	
1. 目的	工場及び事業所の設置を行うための設備資金の融資を行うことにより、中小企業者の企業立地の促進を図ることを目的とする。
2. 融資対象者 (右のすべての条件を満たす必要があります。)	<p>(1) 事業歴が1年以上ある中小企業者の方</p> <p>(2) 市内に1年以上住所及び事業所のある個人の方、又は市内に1年以上事業所がある法人の方(ただし、市外からの移転の場合は除く)</p> <p>(3) 次の、のいずれかに該当する方 製造業、成長産業(1)又は物流関連産業(2)を営み、市内に工場又は事業所の設置(3)を行おうとしている方 福井市企業立地促進条例施行規則に定める助成金の企業立地指定を受けた方</p> <p>1 成長産業とは、下記のをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車関連産業 ・航空宇宙関連産業 ・ICT関連産業 ・健康医療関連産業 ・エレクトロニクス関連産業 ・ロボット関連産業 ・農商工関連産業 <p>2 物流関連産業とは、下記のをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・運輸に附帯するサービス業 <p>3 設置とは、新設、増設、移設又は既存施設の取得(賃貸を含む)をいう。</p> <p>(4) 工場又は事業所の設置により生産性の向上や生産性の効率化が見込まれる方</p> <p>(5) p12「1.融資対象者要件(共通)」をすべて満たす方 ただし、市外からの移転の場合は、市内で1年以上事業を営んでいない場合も対象とする。</p>
3. 融資限度額	<p>新設の場合 5億円</p> <p>新設以外の場合 2億円</p> <p>(ただし、総事業費の8割を融資限度とする。 <u>国、県、市その他団体等からの補助金等の交付を見込んでいる場合は、当該補助金等を除いた額の8割を融資限度とする。</u>)</p>
4. 使途及び融資期間	<p>設備資金 7年以上15年以内(据置1年以内を含む。)</p> <p><u>対象経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場又は事業所の新設、増設又は移設を行うための土地の取得及び造成に要する費用 当該土地の取得から1年以内に工場又は事業所建設に着工するものに限る。 土地購入のみの費用は不可 ・工場又は事業所の設置に要する費用 ・工場又は事業所の設置とあわせて行う付属施設及び機械設備等の設置に要する費用 ・助成金の企業立地指定を受けた方は、当該指定内容に関する費用

5 . 信用保証	<p>必要により保証協会の保証を付すことができる。 (ただし、保証限度額は2億8000万円) 保証制度名：福井市企業立地促進資金保証制度【一般保証枠】</p>	
6 . 補助制度	<p>保証料補給 1 / 2</p>	
7 . 事前審査	<p>融資申請前に、市において本制度の融資対象となるかどうか判断します。審査には2日～1週間程度かかりますので、期間に十分余裕をもって申請ください。</p> <p><u>提出書類</u></p> <p>立地計画書(p45)【2部】 設置する工場、事業所の図面及び見積等の写し(資金の概要がわかるもの)を具体的に示す書類【1部】 既に助成金等の交付又は交付決定を受けている場合は、助成金額等が確認できる書類の写し【2部】 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し【1部】 ～ は審査後返却します。(～ は1部返却)</p>	
事前審査の簡略化	<p>福井市企業立地促進条例施行規則で定める助成金の企業立地指定を受けている場合、当該助成金の企業立地指定通知書を提出することで、事前審査を簡略化できます。</p> <p>立地計画書の資金計画部分のみを審査します。(目的等は記入不要) 融資対象となる資金は、助成金の申請書に記載のある内容に限ります。</p>	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 1541 627 1964">提出書類</td> <td data-bbox="627 1541 1420 1964"> 立地計画書(p45) 資金計画部分のみ 当該助成金の企業立地指定通知書の写し 企業立地指定申請書類一式の写し(見積り等の参考資料を含む。)</td> </tr> </table>	提出書類
提出書類	立地計画書(p45) 資金計画部分のみ 当該助成金の企業立地指定通知書の写し 企業立地指定申請書類一式の写し(見積り等の参考資料を含む。)	
8 . 必要書類	<p>(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第1号)(p32)【原本2部 写し1部】 (2) 直近の市税納税証明書(全税目)(p4参照)【原本1部 写し2部】 ただし、市外から移転の場合は除く。 (3) 法人の場合は法人の登記事項証明書(p4参照)、個人の場合は住民票抄本【原本1部 写し2部】 (4) 許認可証の写し(許認可を要する業種の場合のみ)(p8参照)【2部】 (5) 直近の決算書の写し 【2部】 (6) 設置する工場、事業所の図面及び見積等の写し(資金の概要がわかるもの)を具体的に示す書類【2部】 (7) 事前審査承認済みの書類(7.、)【原本1部 写し1部】 事前審査簡略の場合は、 (8) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート(p58)【原本1部】 (9) その他、市が必要と認めるもの</p> <p>《注意事項》 ・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。)また、発行から3ヶ月以内のものを提出してください。</p>	

企業立地促進資金 Q & A

Q：土地を購入し、その土地に工場を新設する場合、土地購入費を金融機関のプロパー資金で融資を受けた。その後、工場新設にかかる企業立地促進資金の申請を行う際、工場建設費とあわせて土地購入費も融資申請額に含めてよいか。
(つまり、金融機関のつなぎ融資も融資対象となるか。)

A：つなぎ融資は融資対象にはなりません。
(旧債務の返済資金としての利用となりますので、対象にはなりません。)

Q：土地・建物を賃貸し、事業所を設置する予定だが、企業立地促進資金の融資対象となるのか。

A：融資対象となります。
設置には、賃貸を含む既存施設の取得という意味も含まれていますので、対象となります。ただし、融資対象経費には賃貸料は含まれないため、付属施設及び機械設備等を設置する資金などが融資対象経費となります。

Q：機械設備の導入のみ、又は土地取得のみを目的とする利用はできるか。

A：融資対象となりません。事業所の設置費用に付随して、上記の費用を対象とすることはできますが、単体での利用はできません。

受付No.

受付印

様式第1号(第4条関係)(令和2年4月1日改正版)

福井市中小企業者等融資申請書

年 月 日

福井市長

福井商工会議所・市内各商工会の長 様 (〒)

融資取扱金融機関の長 住 所

商 号

代表者氏名 (印)

(電話番号:)

(email:)

〔同意事項〕

本融資の申請及びこれに係る補助金の申請等に当たり、制度の円滑な運営のために必要となる申請者の情報、その後の償還状況等に関し、福井市と融資取扱金融機関、福井商工会議所、市内各商工会及び福井県信用保証協会間での提供及び授受行為について、あらかじめ同意します。

申請資金(申請する資金名に を付けてください。)

- | | | |
|---------------------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> 小規模企業者サポート資金 | <input type="checkbox"/> 社会貢献サポート資金 | <input type="checkbox"/> 経営安定借換資金 |
| <input type="checkbox"/> 効率アップ設備促進資金 | <input type="checkbox"/> ものづくり開発支援資金 | <input type="checkbox"/> 企業立地促進資金 |
| <input type="checkbox"/> 観光施設整備資金 | <input type="checkbox"/> 観光施設整備資金(特別枠) | <input type="checkbox"/> 創業支援資金(若者・女性等) |

業 種		創業(設立)年月日	(和暦)		
資本金(出資金)	千円	事業を開始した年月日	年	月 日	
融資申請額	千円	従業員数 (組合員数)	常時	人	
内 訳 (資金使途)	運転(借換含む)		千円	臨時	人
	設備		千円	会社役員・ 個人事業主の家族	人
			計	人	
融資期間 (据置期間を含む。)	年 箇月 (箇月据置)	信用保証	有・無		
金 利	%	許認可等	要・不要		
		経営アドバイス	希望する・希望しない		
融資取扱金融機関名	銀行・信用金庫(その他) 本店・支店(担当:)				

資金使途明細(設備資金の場合は、必ず設置場所及び経費の内訳を記入すること。)

運転資金: 設備資金:(設置場所)
(経費内容)

<審査機関記載欄>

制度要件に該当し、適当なものと認めます。

(担当者名:)

<全制度共通申請書類>

福井市中小企業者等融資申請書【原本2部、写し1部】 直近の市税納税証明書【原本1部、写し2部】 住民票抄本又は法人の登記事項証明書【原本1部、写し2部】 許認可証の写し【2部】 直近の決算書(経営安定借換資金は、前2期分の決算書)の写し【2部】 設備資金の場合は、見積もり等の写し(設備の概要がわかるもの)【2部】 アンケート【原本1部】 経営アドバイスを利用する場合(経営安定借換資金と創業支援資金は必須)は、経営アドバイス申込書(地図を添付)【原本2部】 の原本はその場で確認後返却します。

<制度別追加添付書類>

- | | |
|-----------------|--|
| 社会貢献サポート資金: | 子育て支援に取り組み企業又は環境安全に取り組み企業であることを証する書類の写し(市内事業所の住所記載があるもの)【2部】 |
| 経営安定借換資金: | 経営改善計画書、借入金内訳表、売上高の比較表又は利益率比較表(比較内容が確認できる資料を添付)【原本各2部】 |
| 効率アップ設備促進資金: | 効率アップ設備導入計画書【事前審査済みの原本1部、写し1部】 |
| ものづくり開発支援資金: | 事業計画書【事前審査済みの原本1部、写し1部】 |
| 企業立地促進資金: | 立地計画書【事前審査済みの原本1部、写し1部】 |
| 観光施設整備資金: | 観光施設整備計画書【事前審査済みの原本1部、写し1部】 |
| 創業支援資金(若者・女性等): | 創業計画書【原本3部】、次の ~ いずれかの書類【2部】 |

代表者の住民票抄本(代表者が「若者」「女性」「市内に転入した方」に該当する場合)【2部】 認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書【2部】 リノベーション物件の名寄帳または評価証明書(賃貸物件の場合、賃貸契約書)【2部】

立地計画書

住所	
商号	
代表者	

事前審査の簡略化 確認	
今回の設備導入に関して、福井市企業立地促進条例施行規則で定める助成金の企業立地指定を受けているか。	
<input type="checkbox"/>	企業立地指定を受けている。(下記1は記入不要。2のみ記入してください。)
<input type="checkbox"/>	企業立地指定を受けていない。(下記1,2を記入してください。)

1. 立地計画			
既存事業施設の概要			
名称		操業年月	年 月 日
所在地		面積等 (工場又は事務所)	【建物】 棟 m ²
			【敷地】 m ²
事業概要		従業員数	【役員】 人(内常勤 人)
			【従業員】 人(内パート 人)
建設事業施設の概要		別紙で図面等を添付してください。	
業種区分	製造業・成長産業・物流関連産業	用地取得日	年 月 日
	その他()	工事着工日	年 月 日
事業概要		工事竣工日	年 月 日
		操業開始日	年 月 日
		敷地面積	m ²
		建築延面積	m ²
設置の区分	新設・増設・移設	工場	【建物】 棟 m ²
既存施設の取得	有・無		【敷地】 m ²
名称		事務所	【建物】 棟 m ²
設置場所			【敷地】 m ²
建設(設置)の目的・内容		建設(設置)による効果	

2. 事業資金収支計画				
支出	項目(建物、機械設備、土地、付随経費)	金額	詳細	
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		千円		
		合計(=総事業費)	千円	
資金調達	総事業費 (A+B+C+D) 千円	内訳		
		自己資金(A) 千円	本制度借入金(B) 2 千円	その他借入金(C) 千円
融資取扱金融機関名		銀行(その他) _____ 本店・支店(担当): _____		

1 国、県、市その他団体等からの補助金等の受給が見込まれている場合は金額を記入してください。
 2 上記 1の場合は、借入金は総事業費から補助金を除いた額の8割(A+B+Cの8割)を限度とする。

【承認権者欄】
 審査の結果、企業立地促進資金の対象となることを認めます。
 なお、本承認が融資の実行を保証するものではありません。
 年 月 日 福井市 商工振興課

(2) 提出書類の確認

- 直近の市税納税証明書 原本は受付時に確認後返却
 【必要とする年度】・発行日が4月～9月の場合：前年度の納税証明書
 ・発行日が10月～3月の場合：当年度の納税証明書
 【有効期限】 発行から3ヶ月以内

直近の納税証明書が発行できない場合

課税がない場合や創業後1年未満などにより、直近の納税証明書が発行できない場合は、次のいずれかの書類に直近の納税証明書が発行できない理由を納税証明書の余白に記載し、署名、押印して提出すること。

- ・前年度の納税証明書（まだ課税されていない等で当年度の納税証明書が発行できない場合。）
- ・代表者個人の市税納税証明書（法人成りや創業後間もないため、納税証明書が発行できない場合。）
- ・市税の滞納が無い旨の証明書

住民票抄本又は法人の登記事項証明書 原本は受付時に確認後返却

- ・申請書に記載されている住所等と一致していること。
- ・発行から3ヶ月以内のものであること。

直近の決算書の写し（個人の場合は確定申告書の写し）

- ・申請書に記載されている住所等と一致していること。
- ・現在取得できる最新のものであること。
- ・経営安定借換資金は、直近の2期分を提出すること。

見積り等の写し（設備資金の場合のみ）

- ・見積り金額（税込）は設備資金を以上であること。
- ・見積りに記載されている名前等が申請者と一致していること。

経営アドバイス申込書（借換・創業利用者及び希望者）

- ・経営安定借換資金（必須）、創業支援資金（必須）、希望者は申込書、地図を提出すること。

許認可証の写し

- ・行政庁の許認可等が必要な業種の場合は、許認可証を提出すること。

(3) 受付・受渡書類

受付印を押印、受付番号を付与

式第1号（第12条関係）（平成25年4月1日改正版）

福井市中小企業者等融資申請書

商工会議所 5020001 北商工会 5021001
 東商工会 5022001 西商工会 5023001（R2年度の場合）

最初の5は元号番号です。

受付機関代表者の横版・捺印、代表者名の記入

<審査機関記載欄>
 制度要件に該当し、適当なものと認めます。
 (担当者名: 福井) ○○商工会 会長 ○○ 印

<全制度共通申請書類>
 ①福井市中小企業者等融資申請書 3部 ②直近の市税納税証明書（原本1部、写し2部） ③住民票抄本又は法人の登記事項証明書（原本1部、写し2部） ④許認可証の写し 2部 ⑤直近の決算書の写し 2部（経営安定借換資金は、前2期分の決算書2部） ⑥設備資金の場合、...

式第1号（第12条関係）（平成25年4月1日改正版）

福井市中小企業者等融資申請書

受付No. 5020001 受付印

代表者名 福井市商工会 会長

金融機関に返却する書類

申請書1部（受付済） その他証明書類（原本）